

## 夜間金庫規定

### 1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 2. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も

### 3. (手数料)

(1) 夜間金庫の手数料は当金庫所定の料金により1年間分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約月の属する月の翌月から期間満了月までの手数料を月割計算により返戻します。

### 4. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」といいます)を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の投入鞆(以下「投入鞆」といいます)に入れ、その投入鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には、お名前、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 同時に複数の投入鞆を利用するときは、投入鞆内に現金または証券類とともに、必ずそれに該当する入金票をお入れください。

(3) 投入鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

### 5. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された投入鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

### 6. (投入鞆の返却)

投入鞆ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

### 7. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 投入鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、投入鞆の開閉に使用します。

### 8. (鍵、投入鞆の紛失、き損)

投入口鍵、投入鞆および投入鞆正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに関する費用を負担してください。

#### 9. (届出事項の変更等)

(1) 印章、名称、代表者、住所その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当店へ届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

#### 10. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、投入鞆の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条の定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (金庫の修繕、移転等)

この夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が夜間金庫の一時利用中止または金庫・扉・投入鞆の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 12. (解約等)

(1) この契約は本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合には、当金庫所定の書面により届出るとともに、投入口鍵、投入鞆および投入鍵正鍵を直ちに当店へ返却してください。なお、投入口鍵、投入鞆または投入鞆正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは投入口鍵、投入鞆、および投入鞆正鍵を直ちに当店に返却してください。第2条により契約期間が満了し、更新されないときも同様とします。

① 本人が手数料を支払わないとき

② 本人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

④ 本人がこの規定に違反したとき

#### 13. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、投入鞆および投入鞆正鍵についても同様とします。

#### 14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

#### 15. (規程の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)

